こども虐待対応マニュアル



はじめに

こども虐待は、こどもの心身の成長や発達、人格形成に重大な影響を及ぼす深刻な問題です。一方で、虐待は特別な家庭だけに起こるものではなく、子育ての悩みや家庭の孤立、生活上の困難などが重なった結果、どの家庭でも起こり得るものです。

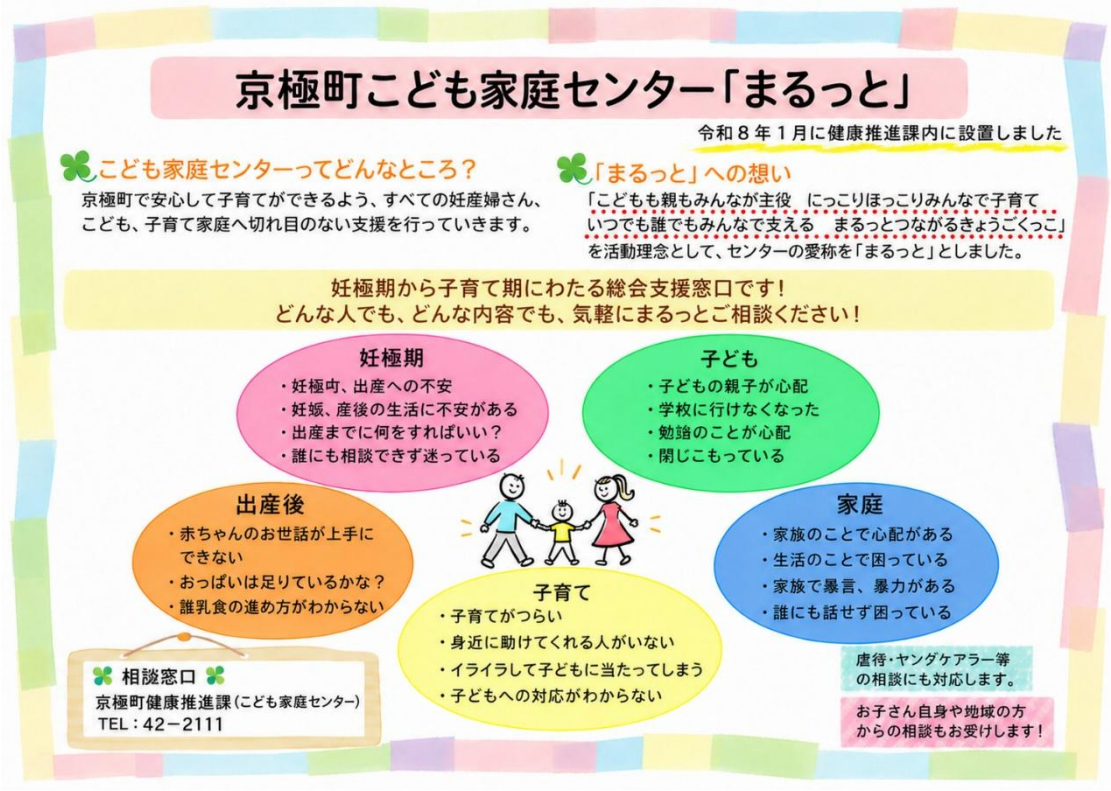
こども虐待への対応では、「虐待である」と確定してから動くのではなく、「虐待かもしれない」という段階からこどもの安全を第一に考え、早期に相談・通告を受け、必要な支援につなげることが重要です。また、こどもの安全確保を最優先とし、関係機関が連携して、こどもと家庭の状況に応じた適切な対応を行う必要があります。

京極町では、京極町こども家庭センターまるっと（以下、「まるっと」といいます。）を中心として、母子保健、児童福祉、保育園、学校、医療機関、児童相談所、警察その他の関係機関が連携し、こどもと家庭を継続的に支援します。

本マニュアルは、京極町におけるこども虐待への対応について、虐待の早期発見から相談・通告、受理会議、緊急度の判断、安全確認、その後の要保護児童対策地域協議会による支援、進行管理及び終結までの基本的な流れを整理し、関係機関が共通認識のもとで迅速かつ適切に対応するために作成したものです。

本マニュアルを関係機関で共有・活用し、こども虐待対応に関わる職員や関係者が、それぞれの役割を理解するとともに、早期発見と適切な対応について共通認識を持ち、相互に連携しながら、こどもの安全を守り、こどもと家庭に必要な支援を継続していくことを目指します。

令和8年10月



目　次

第1章　こども虐待の基本的理解

１　こども虐待とは …… 1
（1）こども虐待のとらえ方 …… 1
（2）こども虐待の4類型 …… 1
２　こども虐待に至るリスク要因 …… 2
３　虐待がこどもに及ぼす影響 …… 3
４　こどもの権利 …… 3
５　ヤングケアラーとは …… 4

第2章　こども虐待の早期発見と対応

１　こども虐待の早期発見 …… 5
（1）虐待を発見したとき …… 5
（2）守秘義務と通告義務 …… 5
２　相談・通告の受付 …… 5
３　受理会議・安全確認・調査について …… 6
（1）受理会議 …… 6
（2）児童相談所との連携判断 …… 6
（3）安全確認・調査 …… 6
４　要保護児童対策地域協議会での支援 …… 7

第3章　要保護児童対策地域協議会

１　要保護児童対策地域協議会とは …… 8
（1）設置の目的等 …… 8
（2）支援対象 …… 8
（3）要保護児童対策地域協議会の会議 …… 8
２　個別ケース検討会議の運用 …… 9
（1）個別ケース検討会議によるアセスメントと支援方針 …… 9
（2）関係機関による継続支援 …… 9
（3）進行管理と支援方針の見直し …… 10
（4）終結 …… 10

第４章　資料編・様式集

様式1　こども虐待相談・通告受付票 …… 12
様式2　緊急度アセスメントシート …… 13
様式3　在宅支援共通アセスメント・プランニングシート …… 14
様式4　支援経過記録票 …… 15
京極町要保護児童対策地域協議会設置要綱 …… 16

第1章　こども虐待の基本的理解

1　こども虐待とは

(1)こども虐待のとらえ方

こども虐待とは、保護者がその監護するこどもの心身を傷つけ、健全な成長や発達を損なう行為です。

虐待は、身体に傷を負わせる行為だけではありません。暴言や無視等による心理的な傷つけ、必要な世話をしないこと、性的な行為なども虐待に含まれます。

また、保護者に「こどもを傷つけるつもりがなかった」「しつけのつもりだった」という意図があったとしても、こどもの安全や心身の発達に重大な影響を及ぼす行為は虐待として捉える必要があります。

虐待かどうか迷う場合も、「虐待ではない」と判断して終わらせるのではなく、相談・通告につなげ、必要な確認や支援を行うことが重要です。

(2)こども虐待の4類型

児童虐待の防止等に関する法律（以下、「法」といいます。）の中で、こども虐待とは、保護者がその監護する児童（18歳に満たない者をいいます。）に対して次の行為をすることと定義しています。

①身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

②性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

③ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

④心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



出展:こども家庭庁 HP より引用(https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/#campaign)

2 こども虐待に至るリスク要因

こども虐待は、単一の原因によって発生するものではなく、こども、保護者、家庭環境、生活上の困難など、さまざまな要因が重なって発生することがあります。

保護者側の要因としては、子育てに対する不安や負担、精神的な不調、過去の被虐待経験、こどもへの理解や養育に関する知識・経験の不足などが考えられます。

こども側の要因としては、発達上の特性、疾病や障がい、育てにくさなどが保護者の負担につながる場合があります。ただし、こどもの特性そのものが虐待の原因となるのではなく、保護者の負担感や家庭の状況などと複合的に捉える必要があります。

家庭・生活環境の要因としては、経済的な困難、家庭内の不和、ひとり親家庭、家族の疾病や介護、転居の繰り返しなどによる不安定な環境、相談できる人がいない、必要な支援につながっていないなど地域からの孤立があります。

これらの要因が存在することだけで虐待が起こるわけではありません。リスク要因が複数重なり合い連鎖的に作用して起こることが多いと言われており、虐待のおそれを適切に判断するため、家庭の状況を丁寧に把握し、必要な支援につなげることが重要です。

こども虐待への対応では、「誰が悪いのか」という視点だけで家庭を見るのではなく、虐待につながっている背景や家庭が抱えている困難を把握し、こどもの安全を確保しながら必要な支援を検討することが大切です。

３　こども虐待がこどもに及ぼす影響

こども虐待は、こどもの身体だけでなく、心やその後の成長・発達にも大きな影響を及ぼす可能性があります。身体的影響では、外傷や骨折、やけどなどの身体的な被害、適切な養育等を受けられないことによる低身長等の成長不全が生じるほか、重篤な場合には重い障がいや生命に関わることがあります。心理的影響では、不安や恐怖、自尊感情の低下、情緒の不安定さ、対人関係上の困難、発達や学習、社会生活に影響が及ぶことがあります。また、こどもによっては、攻撃的な行動や不登校、引きこもりなど、さまざまな形で困難が表れる場合もあります。

一方で、虐待を受けたこどものすべてに同じ影響が現れるわけではありません。年齢、虐待の種類や程度、継続期間、家庭環境、周囲からの支援などによって、その影響は異なります。そのため、虐待の事実だけを見るのではなく、現在のこどもの状態や発達、生活環境、本人の思いを含めて捉えることが重要です。

４　こどもの権利

すべてのこどもは、一人の人間として尊重され、生まれながらにして権利を持っています。「児童の権利に関する条約」では、こどもを保護や養育を受けるだけの存在ではなく、自らの意思や考えを持つ権利の主体として位置づけています。こどもの健やかな成長と発達を保障するためには、こどもの権利を理解し、日々の関わりや支援の中で尊重することが大切です。

こどもの権利は、大きく分けて「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の４つにわたっています。こどもには、命を守られ、適切な養育や医療を受ける権利や、虐待や暴力、差別などから守られ、安心できる環境で生活する権利、自分らしく成長し、教育や遊びを通じて学び、発達する権利、さらに、自分に関係することについて意見を表明し、その意見を年齢や発達の程度に応じて考慮される権利があります。

こどもに関する支援や対応を行う際には、「こどもの最善の利益」、すなわちこどもにとって何が最もよいことかという視点で考える必要があります。そのためには、こどもの年齢や発達、生活状況、気持ちを理解し、こども自身の声に耳を傾けることが重要です。こどもが自分の気持ちをうまく言葉にできない場合や、保護者への遠慮などから本当の気持ちを話せない場合もあるため、表情や行動、日頃の様子にも目を向け、安心して気持ちを伝えられるよう配慮します。

こども虐待が疑われる場合には、保護者の意向だけで判断するのではなく、こどもの安全と権利を最優先に対応しなければなりません。また、こどもの権利を守ることは、保護者を責めることだけを意味するものではありません。家庭が抱える困難にも目を向け、必要な支援を行いながら、こどもが安心して生活できる環境を整えることが大切です。

関係機関は、それぞれの立場からこどもの権利を尊重し、情報を共有しながら連携することで、こどもの安全を確保するとともに、その健やかな成長と発達を支えていきます。

5　ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来、大人が担うと考えられる家事や家族の世話、介護、感情面でのサポートなどを日常的に行っているこども・若者のことです。家族を手伝うこと自体が問題となるわけではありませんが、その負担が過度になると、勉強や部活動、友人との交流、休息など、こども自身の生活や成長に影響を及ぼすことがあります。

ヤングケアラーは、家庭内の問題として周囲から気づかれにくく、本人や家族も支援が必要であると認識していない場合があります。こどもが家事や家族の世話を担っている様子が見られた場合は、こども本人の気持ちや生活への影響、家庭の状況を丁寧に把握することが大切です。

ヤングケアラーであること自体が直ちにこども虐待に当たるわけではありませんが、こどもに過度な世話や介護を担わせることで、年齢や発達段階に応じた食事、身の回りの世話、教育など必要な養育が十分に行われていない場合は、ネグレクトに当たる可能性があります。また、世話を強要する、こどもを責める、精神的に追い詰めるなどの状況によっては、心理的虐待に当たる可能性もあります。

関係機関は、こどもが家族の世話をしているという事実だけで判断せず、その負担や家庭の状況、こどもの安全や生活への影響を確認し、虐待が疑われる場合は適切に対応するとともに、まるっとを中心に情報を共有し、こどもと家庭に必要な支援につなげます。



出展：こども家庭庁 HP より引用（https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer）

第2章　こども虐待の早期発見と対応

1　こども虐待の早期発見

（1）虐待を発見したとき

こども虐待は家庭内で行われることが多く、外部からは把握しにくい場合があります。そのため、こどもと日常的に関わる保健、福祉、保育、教育、医療等の関係者が、こどもの心身の状態や行動、保護者の様子、家庭環境の変化などに注意し、虐待の可能性を早期に把握し共有することが重要です。

虐待の確証が得られていない場合であっても、「虐待かもしれない」と感じた段階から相談につなげることが大切です。虐待の有無を一人で判断せず、把握した情報をまるっとに共有し、組織として対応します。

また、こどもの様子だけでなく、保護者の養育状況や家庭が抱える生活上の困難、孤立、経済的な問題などにも目を向け、虐待の背景にある状況を把握することが必要です。

（2）守秘義務と通告義務

こども虐待への対応では、こどもや家庭に関する個人情報を取り扱う機会が多いため、職務上知り得た情報については、関係法令に基づき適切に管理し、正当な理由なく漏らしてはなりません。一方、こども虐待の早期発見やこどもの安全確保のために必要な情報共有や通告については、法の規定により通告義務を果たさないといけないことや、守秘義務を理由に妨げられるものではないと規定されています。情報共有に当たっては、その目的や必要性を踏まえ、必要な範囲で適切に行います。

2　相談・通告の受理

こども虐待が疑われるこどもについて、まるっとが相談・通告を受けた場合は、様式1「こども虐待相談・通告受付票」を使用し、相談・通告の内容、虐待の状況、こどもの現在の状況、保護者や家族の状況、家庭環境、これまでの相談・支援歴、関係機関の関与状況など、把握できる情報を整理します。

相談・通告を受けた時点で虐待の事実を確定する必要はありません。把握した内容について、確認できている事実と、相談者・通告者から得た情報や推測を区別して記録します。

相談・通告を受けた後は、まるっとで受理会議を行います。ただし、こどもの生命や身体に重大な危険があるなど、緊急性が高いと判断される場合には、児童相談所や警察等への連絡・相談など必要な対応を行います。

3　受理会議・安全確認・調査について

（1）受理会議

相談・通告を受けたときは、まるっとにおいて受理会議を開催し、関係職員で情報を共有するとともに、こどもの安全や家庭の状況について確認します。

受理会議では、相談・通告の内容やこれまでに把握している情報を整理し、様式2「緊急度アセスメントシート」を用いて緊急度を判断するとともに、様式3「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」を活用して、こどもと家庭の状況、養育上の課題などを整理します。これらを踏まえ、こどもの安全確認の方法や緊急性、児童相談所との連携の必要性、今後の支援方針について検討します。

なお、受理会議の時点では、こどもや家庭に関する情報が十分に把握できていない場合もあるため、その時点で把握している情報をもとに整理します。その後、関係機関からの情報収集やこども・家庭への調査、支援の進展に応じて内容を随時更新し、必要に応じてアセスメントや支援方針を見直します。

（2）児童相談所との連携判断

児童相談所との連携が必要かどうかについては、様式2「緊急度アセスメントシート」を判断材料として活用します。緊急度が高い場合やこどもの生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある場合、市町村のみでは対応が困難な場合などには、速やかに児童相談所へ相談・通告等を行います。また、緊急度の判断に迷う場合や、専門的な助言・対応が必要な場合にも、児童相談所へ相談し、連携を図ります。

（3）安全確認・調査

こども虐待の相談・通告を受けた場合は、こどもの安全を確認することを最優先とし、原則として 48 時間以内に安全確認を行います。安全確認では、こどもの所在を把握するとともに、こども本人の状況、心身の状態、家庭での生活状況等を確認します。安全確認の方法は、家庭訪問家庭等への訪問による目視による直接確認を原則としながら、電話及び学校、保育園等への確認による場合など、ケースの状況に応じて適切な方法を選択します。

こどもに直接会うことが必要と判断される場合には、関係機関と連携し、こどもの安全を確実に確認できる方法を検討します。48 時間以内の安全確認が困難な場合や、こどもの生命・身体に危険があると判断される場合には、児童相談所や警察等と速やかに連携し、安全確保を図ります。

安全確認後は、必要に応じて、こども、保護者、家庭環境、養育状況、虐待の経過、関係機関の関与状況などについて調査・情報収集を行います。調査では、虐待の事実や状況だけでなく、こどもの心身の状態、保護者の養育状況、家庭が抱えている困難、家族関係、利用可能な支援や協力者の有無などを把握します。

4　要保護児童対策地域協議会での支援

安全確認や調査の結果、継続的な支援が必要と判断した場合は、要保護児童対策地域協議会において、関係機関と情報を共有し、こどもや家庭の状況に応じた支援を行います。まるっとは、調整機関として関係機関との連携を図りながら、支援方針や役割分担を確認し、こどもの安全確保と家庭への支援につなげます。要保護児童対策地域協議会の具体的な運営や支援の進め方については、第3章に定めます。



第3章　要保護児童対策地域協議会

1　要保護児童対策地域協議会とは

(1)設置の目的等

要保護児童等への支援では、こどもや家庭が抱える課題が複数の分野にまたがることも多いため、関係機関がそれぞれの役割や専門性を生かしながら、共通の認識のもとで支援することが重要です。

要保護児童対策地域協議会では、関係機関が把握している情報や支援状況を共有し、必要な支援について協議するとともに、継続的な支援が必要なケースについて進行管理を行います。

京極町では、まるっとが調整機関として、関係機関との連携や情報共有、ケースの進行管理等の中心的な役割を担います。

なお、要保護児童対策地域協議会の構成員等には、法令に基づく守秘義務が課されています。正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません。

(2)支援対象

要保護児童対策地域協議会の支援対象は、次のとおりです。

○要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

○要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

○特定妊婦

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(3)要保護児童対策地域協議会の会議

要保護児童対策地域協議会では、役割に応じて代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催します。

○代表者会議

関係機関の代表者等が参加し、要保護児童対策地域協議会の活動方針や関係機関相互の連携、地域におけるこども虐待の予防や支援体制について協議する場です。個別のケースについて詳細に検討するのではなく、地域全体の課題を共有し、関係機関が連携してこどもと家庭を支える体制づくりにつなげます。

○実務者会議

実際にこどもや家庭への支援に関わる関係機関の担当者が参加し、ケースの進行管理や支援状況の確認、情報交換等を行う場です。継続的に支援しているケースについて、現在の状況や支援の実施状況を確認し、支援方針の見直しや終結の必要性を検討します。

○個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、支援対象のこどもと家庭について、関係機関が情報を共有し、具体的な支援内容や役割分担等を検討するために開催します。初動対応を踏まえ、継続的な支援が必要と判断された場合には、必要な関係機関を招集して個別ケース検討会議を開催します。

2 個別ケース検討会議の運用

（1）個別ケース検討会議によるアセスメントと支援方針

まるっとは、こどもや家庭の状況を踏まえ、複数の機関による協議が必要と判断した場合に、個別ケース検討会議を開催します。会議では、これまでに把握した情報や各機関の支援状況を共有し、こどもの安全と家庭の養育環境について共通の理解を図ります。そのうえで、こどもと家庭が抱える課題だけでなく、家庭の強みや本人・家族の意向、活用できる資源も確認し、具体的な支援方針を検討します。

支援方針を決定する際は、各機関が何を行うのか、誰が担当するのか、いつまでに実施するのか、どのように状況を確認するのかを様式3「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」に整理し、関係機関が同じ方向性で支援を進められるようにします。

会議で検討した内容や決定事項は記録し、関係機関で共有します。支援方針は一度決めたら固定するものではなく、こどもや家庭の状況、支援の実施状況、関係機関から得られた情報などに応じて、必要な見直しを行います。

（2）関係機関による継続支援

個別ケース検討会議で決定した支援方針に基づき、まるっと及び各関係機関が、それぞれの役割を担って支援を行います。

支援に当たっては、各機関が単独で対応するのではなく、必要な情報を共有しながら、それぞれの専門性や役割を生かして協働します。

また、支援を行う中でこどもや家庭の状況に変化があった場合には、その状況を関係機関で共有し、必要に応じて支援方針や役割分担を見直します。

（3）進行管理と支援方針の見直し

継続支援中のケースについては、まるっとを中心に、関係機関が連携し、こどもと家庭の状況や支援の実施状況を定期的に確認します。個別ケース検討会議等で定めた支援方針や役割分担に基づき、各機関が支援を実施するとともに、その経過や結果を共有し、支援方針が適切かを評価します。

進行管理に当たっては、こどもの安全が確保されているか、家庭の養育環境に改善が見られるか、保護者が必要な支援につながっているかなどを確認します。また、支援目標の達成状況や、各機関が実施した支援の内容と効果を確認し、継続して対応する必要がある課題を整理します。

支援による変化や新たな課題が確認された場合、支援が計画どおりに進んでいない場合などには、必要に応じて個別ケース検討会議を開催します。会議では、関係機関が把握している情報や支援経過を共有し、課題の要因を整理したうえで、支援目標や支援方法、役割分担等を見直します。

進行管理は、支援を継続すること自体を目的とするものではなく、こどもの安全を確保し、家庭の状況に応じた適切な支援につなげるために行います。支援の評価を通じて、支援の継続、支援方針の変更、終結のいずれが適切かを検討し、状況に応じた対応につなげます。

（4）終結

継続支援の結果、こどもの安全が確保され、家庭の状況が安定するなど、要保護児童対策地域協議会による継続的な進行管理が必要なくなった場合には、個別ケース検討会議において支援の終結を検討します。

終結に当たっては、一時的に問題が落ち着いていることだけで判断せず、こどもの安全が継続して確保されているか、家庭の養育環境が安定しているか、これまでに設定した支援目標が達成されているか、今後も必要な支援を受けられる体制が整っているかなどを総合的に確認します。また、これまでの支援経過や関係機関による支援の実施状況、今後の支援の必要性についても整理します。

終結とは、こどもや家庭への支援を打ち切ることを意味するものではありません。終結後も家庭が地域で安定して生活できるよう、必要に応じて通常の子育て支援や相談支援等につなげます。また、新たな課題が生じた場合や虐待が疑われる状況が確認された場合には、改めて状況を把握し、必要な対応を行います。

第4章　資料編・様式集

様式1　こども虐待相談・通告受付票

様式2　緊急度アセスメントシート

様式3　在宅支援共通アセスメント・プランニングシート

様式4　支援経過記録票

京極町要保護児童対策地域協議会設置要綱

こども虐待相談・通告受付票

様式１

京極町こども家庭センターまるっと
聴取者（　　）

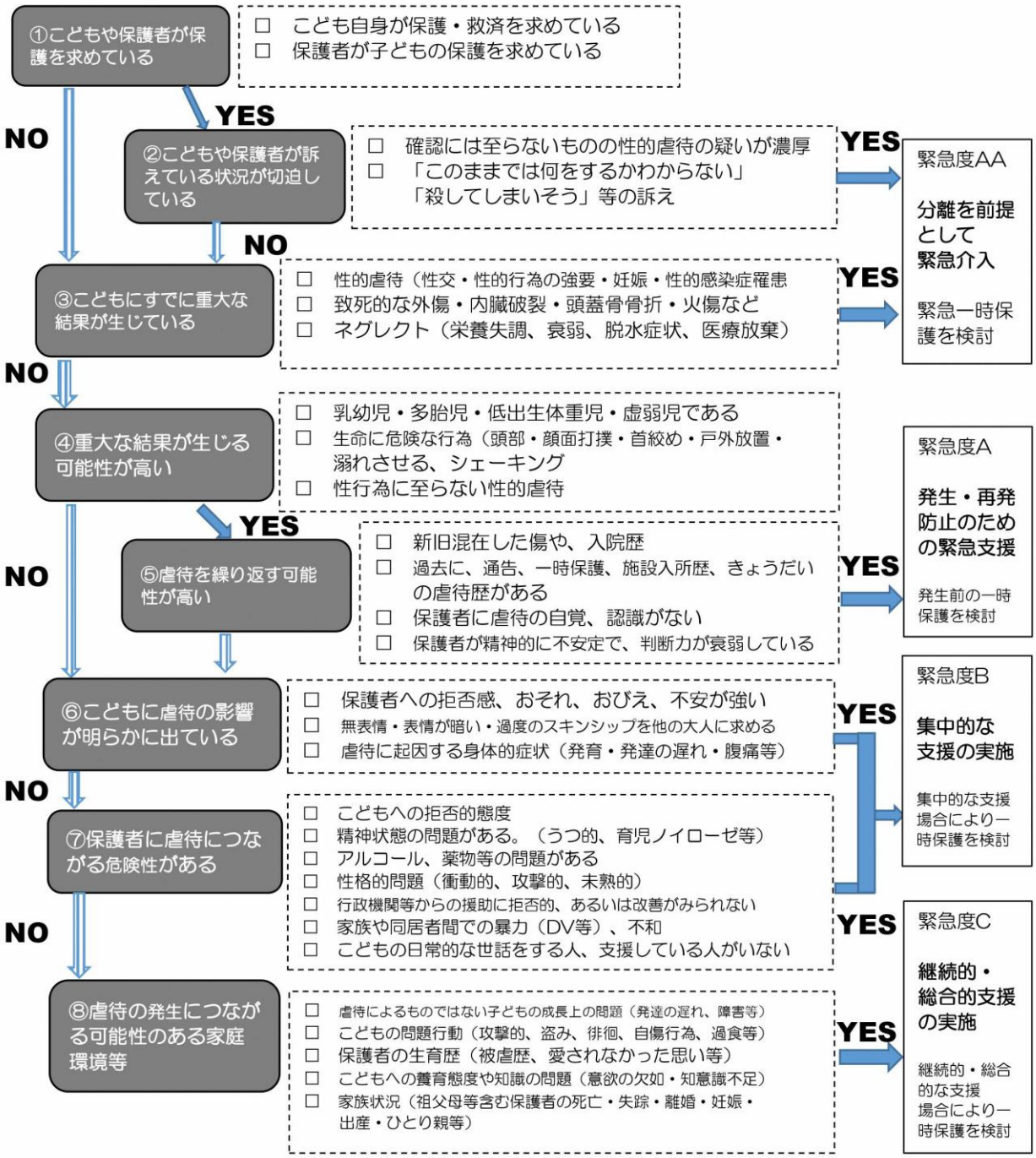
受理年月日		令和　　年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分		
こども	ふりがな 氏名		生年月日 性別	年　月　日（　歳） □男　□女　□その他
	就学状況	□未就学 □保・幼 □小 □中 □高校 □その他　（　年　組） 担任名（　　）出席状況：□良好 □欠席がち □不登校状態		
保護者	ふりがな 氏名			
	続柄・年齢	続柄（　　）年齢（　歳）	続柄（　　）年齢（　歳）	
	職業			
	住所 電話番号	虻田郡京極町字 TEL		
虐待内容		誰から：　　いつから：　　頻度： 状況：		
虐待の種類		□身体的 □性的 □ネグレクト □心理的 □その他（　　）		
こどもの状況		現在の居場所： 心身の状態、怪我、発言：		
家族の状況		□家族内外の協力者あり（　　）□支援者なし □家族構成：　　□ＤＶ・暴力等 □養育上の課題等：		
相談歴	こども	有　（　年　月　種別：　）　無		
	保護者	有　（　年　月　種別：　）　無		
情報源と保護者の了解		通告者は、　□実際に目撃している □悲鳴や音等を聞いて推測した □関係者（　　）から聞いた 保護者はこの通告を □承知 □拒否 □知らせていない		
通告者	氏名			
	住所	TEL		
	所属関係	□家族 □親族 □近隣・知人 □保育園・学校 □病院 □保健所 □警察 □児童委員 □役場内 □被虐待児本人 □虐待者本人 □その他（　）		
	通告意図	□こどもの保護 □調査 □相談 □情報提供 □その他（　）		
	調査協力	調査協力 □諾 □否　　まるっとからの連絡 □諾 □否		
初期対応		□まるっと内共有のみ □受理会議 □安全確認 □児童相談所相談 □警察相談		

※本票は初期対応時の情報整理を目的とする。事実のみ記載することとし、個人情報の取扱いに留意すること。

様式２

緊急度アセスメントシート

こども氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　作成日　＿＿＿＿＿＿＿＿



様式３

在宅支援共通アセスメント・プランニングシート　　所属名：　　記入日：
こども氏名：　　生年月日：　　所属校園：　　受理日：

	虐待の種類
主◎	身体的
	ネグレクト
	心理的
副○	性的
	特定妊婦・要支援

	子の年齢
該当に○	※0-3歳
	※4-就学前
	小学生
	中学生
	１５歳以上

虐待の程度：該当レベルに○、あてはまる項目に○。※0-3歳は1段レベルを上げてください。

		身体的（例）	ネグレクト（例）	心理的（例）	性的（例）
	最重度	頭部外傷　乳児を投げる 踏みつけ　窒息の危険 その他生命危害行為	病気なのに受診させない 明らかな衰弱　脱水	自殺の強要 親子心中を考える こどもの自殺企図	妊娠　性交渉 心理的 ポルノ被写体
	重度	骨折　打撲　やけど 腹をける　顔面のひどい外傷　被害児が乳児	乳幼児の夜間放置 乳児の昼間放置　長期外出禁止　主ライフライン停止　食事が満足にできない	頻回なＤＶの目撃 子の頻回の自傷行為 日常的に威嚇・非難・無視	性器をみせる 着衣の上から触る 性描写や性交渉を見せる
	中度	半年以内に２回以上のあざや傷 新旧の傷　顔面のあざ　ける	生活環境不良で改善なし 放置　登校禁止	目前ＤＶ 子の自傷行為 強い叱責・脅し 保護者自傷 きょうだい間差別	着替えを覗く 浴室に入る 子の不相応な性的言動
	軽度	傷が残らない程度の暴力 単発の小さくわずかなケガ	健康問題が起きない程度のネグレクト	子への威嚇、非難、無視がときどき　きょうだい間差別が一時的にある	こどもに卑猥な言葉を発する 性的描写物の放置
	危惧	今傷はないが、発生する可能性が高い	予防接種や健診を受けない	子がかわいく思えない	疑い

安否確認・過去の虐待歴等

情報を得られる機関	児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他	
こどもの安否確認	毎日可能　時々できない　できにくい　校園の所属　（　有　　無　）　居住実態不明	安否確認できない状況・要因
過去の虐待歴	入院歴・施設入所歴　きょうだいの被虐待歴　一時保護歴　通告・相談歴（きょうだい）	
保護者の被虐待歴	被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた・過度の期待束縛	

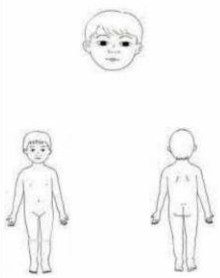
ケース概要：かかわりを始めたきっかけやこどもの安全について問題となっている事

Ⅰ　こども・家庭・養育の様子　　＊は優先的に把握したいもの

気に留めておく確認項目と内容（必ずしもすべて埋める必要はありません。）

＊は保護との関連の高い項目です。		不明	はい	やや	疑い	いいえ	以下、該当項目と思われるものすべてを○で囲んで下さい。項目にないものは記入してください。「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。
子の気持ち	1.心身の発達＊						低身長・体重増加不良・障害や遅れ（身体・知的・発達）・疾患
	2.精神の状態＊						表情が乏しい・睡眠リズム・抜毛・自傷・自殺企図
	3.日常的世話の欠如						ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・不衛生・虫歯 季節に合わない衣服・物が揃わない・健診未受診・予防接種未受診
	4.行動・情緒的問題						感情の起伏が大きい・癇癪・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・過食異食 ・性化行動・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出・不登校
	5.子の意志・気持ち＊						家に帰りたがらない・親の前で（萎縮・無表情・口止めに応じる）
養育者	6.心身の状態						精神症状・通院や服薬ができにくい・疾患・手帳（身体、知的、精神）
	7.性格的問題						衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感性欠如・人との関わり嫌い・ 被害的・その場逃れ・嘘が多い
	8.依存症等＊						アルコールの匂い・視線がうつろ・摂食障害 依存症（アルコール・薬物・ギャンブル・買い物・盗癖）
	9.家事・育児能力＊						送迎ができない・障害疾患のため能力低下・妊娠中
養育状況・態度	10.妊娠・出産前後						予期せぬ妊娠・健診回数少ない・飛び込み出産・若年・母子手帳発行遅延 ・くりかえす妊娠
	11.虐待の継続性＊						単発・１～２月に１回・繰り返し・常習
	12.子への感情・態度						こども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・無関心 ・子をけなす・過干渉・脅す
	13.虐待自覚なし＊						問題意識なし・体罰容認・躾主張・虐待の否定・隠蔽
	14.養育意欲なし						改善意欲なし・子にかかわらない・ケアの怠慢・長時間や夜間放置 食事や医療を与えない
	15.養育知識なし						知識不足・技術不足・期待過剰・価値観の違い
家族	16.家族問題						不和・別居・家出・未婚・離婚・内縁・ステップファミリー・家族構成の変化 ・介護
	17.DV						加害者（　　）・ＤＶの種類（身体的・精神的・性的・経済的・社会的隔離）
	18.経済問題						借金・生活苦・失業・転職・不定的就労・計画性欠如・生保廃止
	19.生活環境						劣悪な居住環境・住宅狭小・安全への配慮なし・不衛生・居所不定
	20.子を守る人なし＊						同居している大人がいても、こどもを守れない・虐待者以外に大人がいない
サポート	21.社会的支援なし＊						孤立的・親族関係（対立・過干渉・応援なし）・転居
	22.関係機関に協力態度なし						拒否・接触困難・抵抗・不信感
	23.援助効果なし						改善が期待できない・聞きながす

傷の位置・日付：



ジェノグラム

同居の家族等	
	父（実・継・養）・内縁男性
	母（実・継・養）・内縁女性
	祖父（父方・母方）
	祖母（父方・母方）
	おじ・おば・
	きょうだい(実・異父・異母)
	その他（　　）

エコマップ

（保護の検討が必要な状況）	
在宅でこどもの安全が確保できない状況と判断される場合	
緊急時の対応	

児童相談所と市町村の役割分担（主担当は、　児相　・　市町村）	
	緊急度・重症度が高いので、児童相談所が主
	今は児童相談所が主だが、今後市町村にシフト
	市町村が主となり対応する
	児童相談所と市町村が共同対応する
	状況が悪くなる可能性があり、児童相談所へつなぐ準備をする

次回個別ケース検討会議開催

開催時期(　　)・未定

次回新たに参集する機関

様式４

支援経過記録票

確　認　者	機関名：　　氏名：
確 認 日 時	令和　　年　　月　　日　　時　　分 ～　　時　　分
確 認 場 所	□居宅　□役場　□児童相談所　□保育園・学校　□病院　□その他（　　）
同　席　者	□無　　□有（氏名：　　）

【こども】

【保護者】

【その他】

※適宜枠の大きさ等を調整して使用してください。

京極町要保護児童対策地域協議会設置要綱

（設置根拠・名称）

第１条　保護者のない児童又は保護者に監護されることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の適切な保護を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の２第１項の規定に基づき京極町要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（業務）

第２条　協議会は、次に掲げる業務を行う。

⑴　要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換

⑵　要保護児童等に対する支援の内容に関する協議

⑶　その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、別表の第１欄に掲げる関係機関等で構成する。

２　会議等の出席者には、報酬、費用弁償を支給しないものとする。

（調整機関）

第４条　法第25条の２第４項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、児童福祉担当課とする。

２　調整機関は、次に掲げる業務を行う。

⑴　協議会に関する事務の総括

⑵　要保護児童等に対する支援の実施状況の把握

⑶　児童相談所その他の関係機関等との連絡調整

（会議及び構成員）

第５条　協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

２　代表者会議は、別表の第２欄に掲げる者で構成し、協議会の組織及び運営の全般について協議するために、町長が招集し、主宰する。

３　実務者会議は、別表の第１欄に掲げる関係機関において要保護児童等に対して実務を担当するもので構成し、要保護児童等の支援の実施状況の把握、個別ケース検討会議における課題の検討、情報交換及び要保護児童等対策を推進するための研修及び啓発活動を行うために、調整機関が招集し、主宰する。

4　個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等について具体的な支援内容等を検討する必要がある場合に、直接関わりを有している又は今後関りを有する可能性のある担当者及び関係機関等の担当者等で構成し、個別事例についての情報交換、支援方策の検討等を行うために、必要に応じて開催する。

（守秘義務）

第6条　協議会の構成員又は構成員であった者、第5条に定める会議に出席した者は、法第25条の5の規定に基づき、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（公示）

第7条　協議会を設置したときは、次に掲げる事項を公示する。当該事項に変更があった場合も同様とする。

⑴　要保護児童対策地域協議会を設置した旨

⑵　要保護児童対策地域協議会の名称

⑶　調整機関の名称

⑷　協議会を構成する関係機関等の名称等

⑸　前号に規定する関係機関等ごとの「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」のいずれに該当するかの別

（その他）

第8条　この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、代表者会議において定める。

附　則

この要綱は、平成21年2月25日から施行する。

附　則（平成22年要綱第5号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成29年要綱第3号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成31年要綱第6号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和7年要綱第13号）

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附　則（令和8年要綱第16号）

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

区分	第1欄	第2欄
国又は地方公共団体の機関 （法第25条の5第1号）	・北海道中央児童相談所 ・北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室 ・倶知安警察署 ・京極町教育委員会 ・京極中学校 ・京極小学校 ・京極保育園 ・京極町健康推進課 ・京極町住民福祉課	・北海道中央児童相談所の代表者（以下同様）
法人 （法第25条の5第2号）	・社会福祉法人京極町社会福祉協議会	・社会福祉法人京極町社会福祉協議会の代表者
その他の者 （法第25条の5第3号）	・京極町民生委員児童委員協議会 ・倶知安人権擁護委員協議会	・主任児童委員 ・京極町人権擁護委員



こども虐待対応マニュアル

発行　：　京極町
　　令和8年10月
編集　：　京極町健康推進課
　　京極町こども家庭センターまるっと
住所　：　〒044－0101
　　虻田郡京極町字京極527番地
電話　：　0126－42－2111